介護保険を利用するには(患者様説明用)

介護が必要になった場合は、まずは「要介護認定の申請」をして、審査を受ける必要があります。介護が必要かどうか、介護が必要な場合はその度合いなどを決定し、その区分に応じた介護保険サービスなどを利用することができます。

市町に申請をして「要介護認定」を受けることで、介護保険サービス・介護 予防サービスが利用できます

介護保険を利用するためには、まず利用者(または家族)が、市町の介護保険担当窓口に「要介護認定の申請」をする必要があります。

申請から認定通知までの流れは、右ページのとおりです。申請を受けて、介護が必要かどうか、 介護がどのくらい必要かなど、利用者の心身の状態が審査され、「要介護1~5」「要支援1・2」 「非該当」の要介護状態区分に認定されます。この要介護認定の区分に応じて、介護保険サービス あるいは介護予防サービスを利用できるようになります。

地域包括支援センターにご相談を

利用者が動くことができない、家族の時間の都合がつかないなどといった場合、地域包括支援センターでは「申請の代行」が可能です。また、介護保険の利用に関する支援や、介護・健康に関するさまざまな相談を受け付けています。わからないことがあれば、お住まいの市町の地域包括支援センターに相談してみてください。

【旧馬の地域包括支援センター】

	【但馬の地域包括支援センター】	(ター)			
	名称	⊥	住所	TEL	FAX
	豊岡地域包括支援センター	668-0046	立野町12-12	0796-24-2409	0796-24-9088
	城崎・竹野地域包括支援センター	669-6101	域崎町湯島 625-9	0796-32-4599	0796-32-2940
;	日高地域包括支援センター	9089-6305	日高町袮布 891-2	0796-42-0158	0796-42-4731
	出石・但東地域包括支援センター	668-0263	出石町福住 1302	0796-52-7015	0796-52-5716
⊒ L	城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室	669-6221	竹野町須谷 1478	0796-47-1425	0796-47-1878
	出石・但東地域包括支援センター 但東分室	668-0311	但東町出合 433-1	0796-54-0515	0796-54-0182
	養父市地域包括支援センター	667-8651	/應明/應1675	079-662-6141	079-662-2601
妝	高齢者等総合相談センターようか	667-0022	//鹿町下網場320	079-662-8080	079-662-0161
K(X-	高齢者等総合相談センターやぶ	667-0101	広谷251-1	079-661-9058	079-664-2181
E	高齢者等総合相談センターおおや	667-0315	大屋町加保 678-1	079-669-1598	8600-699-620
	高齢者等総合相談センターせきのみや	667-1105	関宮 193	079-667-3249	079-667 - 3351
	朝来市地域包括支援センター	669-5292	和田山町東谷 213-1	079-672-6125	079-672-4109
	生野地域包括支援センター	679-3301	生野町口銀谷 747-3	079-670-5202	079-679-5446
	山東高齢者相談センター	669-5123	山東町一品 424	079-676-3411	079-676-3399
朝来市	和田山高齢者相談センター (さくらの苑内)	669-5252	和田山町竹田 2486-10	079-674-0300	079-666-8882
	和田山高齢者相談センター (朝来市社会福祉協議会内)	669-3431	新井73-1	079-677-2702	079-677-2706
	朝来高齢者相談センター	679-3431	新井148	079-677-1901	079-677-1988
鮮町	香美町地域包括支援センター (いきいき相談センター)	669-6592	香住区香住870-1	0796-36-4004	0796-36-4141
贈配	新温泉町地域包括支援センター	669-6792	浜坂2673-1	0796-82-5623	0796-82-2970

要介護認定の申請から通知まで

介護保険の利用を希望する人は、市町の担当窓口で「要介護認定の申請をします。地域包括支援センターなどが申請を代行することもできます。



い調子製造

市町の職員などが自宅を訪問して、利用希望者と家族に心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、希望者のかかりつけ医に、介護が必要となる傷病について「主治医の意見書」を作成してもらう必要があります。 かかりつけ医がいない場合には、市町が指定する医師の診断を受けることになります。



3 審查判院

調査結果を、コンピューター分析による一次判定を経て、保健、医療、 福祉分野の専門家で構成される介護認定審査会による二次判定を行い、 要介護状態区分(右下参照)を決定します。



「要介護1~5」「要支援1・2」「非該当」 のいずれかに認定されます。

5 認定通知

要介護状態区分が記載された認定結果通知書と介護保険証が送付されます。介護が必要な状態と認定されると、介護保険サービスを受けられるようになります。

※申請から認定までは約1ヶ月程度かかります。
※ただし、認定通知までに暫定としてサービスを利用することは可能ですので、ご相談ください。
暫定プランの場合、正式な介護度のとの違いによっては、自己負担が生じることもあります)

~要介護状態の区分~

[要介護1~5]

介護保険の介護サービスが利用できます。 介護保険サービスにより生活機能の維持・改善を 図るのが適切な人。

[要支援1・2]

介護保険の介護予防サービスが利用できます。 要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の 高い人。将来、介護が必要にならない様に、介護 保サービス以外の地域にあるサービスをご紹介 することもあります。

[月該当]

地域支援事業により、サービスが受けられる場合 もありますので、ご相談ください